

平成21年 5月15日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19530094  
 研究課題名（和文） ハプスブルク君主国（とその継承諸国）の政治発展  
 研究課題名（英文） Political Development in the Habsburg Monarchy (and its Successor States)  
 研究代表者  
 平田 武（HIRATA TAKESHI）  
 東北大学・大学院法学研究科・教授  
 研究者番号：90238361

研究成果の概要：本研究は、政治学研究上の空白となっているハプスブルク君主国とその継承諸国の政治発展をヨーロッパ全体の政治発展の中に位置づけることに寄与する目的をもって始めたものである。研究期間中には研究文献・同時代文献・史資料の収集とその分析をすすめ、その成果の一部として、ハプスブルク君主国のオーストリア側における政治発展を概観した研究（雑誌論文）、東中欧・南東欧地域における政治発展の見取り図を含む論文（近刊の共同研究論文集に所収の予定）、1920年代の当該地域におけるデモクラシーの崩壊事例の研究などをまとめた。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,100,000	630,000	2,730,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治史

## 1. 研究開始当初の背景

ハプスブルク君主国の政治発展は、従来、政治学において然るべき関心を払われてこなかった研究領域に属している。その理由の一端は、君主国が第一次世界大戦の敗戦に伴って解体され、政治単位として存続しなかったことにもよっている。例えば、チェコスロヴァキアやポーランドのような継承諸国の政治発展は、通常、建国時の憲法採択から語り始められるために、それ以前の君主国の政治発展の経路が、その後の継承諸国のそれに

とって有意なものとしては扱われてこなかった。君主国の両半分の直接の継承国であるオーストリアとハンガリーでも、第一次世界大戦後の革命や反革命の断絶の契機が強調されるために、君主国自体の政治発展をめぐる議論は主として憲法史家によって担われてきた。このような君主国の政治発展への無関心は、ドイツ帝国のそれに払われてきた多大な関心と比べると奇妙なことに映る。ハプスブルク君主国は、ドイツ帝国と並んで、第一次世界大戦まで民主化を実現できなかった

た大国であり、かつ第一次世界大戦の勃発に対してはむしろ直接的な引き金を引いた当事者であり、また、第一次世界大戦後に成立した継承諸国の多くが民主化の実現やその安定化に失敗した点で、ドイツ帝国と並ぶ重要性をもっていると考えられるからである。にもかかわらず、ハプスブルク君主国の政治発展は、ドイツ帝国の政治発展ほどの注目を浴びて来なかったどころか、ヨーロッパのどの国の政治発展よりも政治学的分析の対象とされることが稀である。

しかしながら、ドイツ帝国における民主化の挫折の要因（の少なくとも一端）が、成人男子普通選挙権の早期の導入と社会主義的労働者政党の成長によって、自由主義政治勢力が議院内閣制化への意欲を減退させた点に求められるとすれば、ともに制限選挙を伴う議会とそこにおいて多数派を占めた自由主義勢力の構成する内閣を出発点（1870年代）に持っていた二重君主国の両半分において、その後、男子普選に至るまでの選挙権の拡大を見たオーストリア側で官僚内閣が恒常化し、責任内閣制を伴うハンガリー側の寡頭政的議会が選挙権の拡大を実現し得ず、二重制度の中で共通事項に囲い込まれた君主大権たる外交・軍事領域に一切の民主的コントロールがかけられなかったことは、それぞれに独自の説明を要するであろう。

本研究は、研究代表者がこれまでに行ってきたハンガリーの政治発展を東中欧諸国の（主としてチェコスロヴァキアとポーランドとの）比較の中に位置づけようとする研究を進展させ、第一次世界大戦前の君主国の政治発展にまで研究の対象とする地域と時期とを拡張することを試みたものである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、政治学的分析を歴史研究に適用することを通して、従来、政治学研究においては空白領域となっていたハプスブルク君主国の政治発展を跡付け、さらに、それが継承諸国の政治発展に及ぼした影響を析出することを通して、旧東欧地域の政治発展像をヨーロッパ全体の政治発展の中に位置づけることに寄与することにある。より具体的には、以下の三つのテーマに関して、少なくとも試論的な考察を提示することを目的とする。

(1) 政治発展の観点から見た政治体制上の特徴：ハプスブルク君主国の政治体制の特質を検討し、議院内閣制化・選挙権拡大の二つの次元で見た民主化への制約要因を析出する。

(2) 大衆政治への移行のもたらした変動：世

紀転換期に始まる「農村の政治化」に代表される社会下層の動員に伴って、それまでの政治体制が受けた挑戦と、それがもたらした政治体制上の変動を各地域別に比較分析する。

(3) 継承諸国への政治文化・制度的遺産：研究代表者が参加する、本研究と同時並行して進める共同研究の成果も利用しながら、戦間期東欧諸国における民主化の困難やデモクラシーの不安定性に対して、君主国の政治発展が残した政治文化・制度的遺産の影響を探る。

## 3. 研究の方法

以前の研究において収集したのものも含め、研究期間中に収集した研究文献・同時代文献・史資料の分析を通して、上記の三つのテーマに関する考察を行った。

資料収集に関しては、本研究計画に関して現地の研究者からアドヴァイスを受けることを兼ねて、国外での調査（平成19年7～8月、ハンガリー、オーストリア）を行った。

また、研究代表者の参加している他の共同研究（「戦間期セミ・ポリアーキー諸国における政治発展（研究代表者：空井 護）」、「旧ソ連・東欧地域における体制転換の総合的比較研究（研究代表者：林 忠行）」）の枠組みも利用して、研究成果の一部を報告し、関連する研究者から批評を受けた。

## 4. 研究成果

以上の研究によって、以下のような成果を得た。

(1) 政治発展の観点から見た政治体制上の特徴：オーストリア側（君主国の西半分、いわゆるシスライタニア）の政治発展に関する部分をまとめ上げて、論文にして公表した（雑誌論文②）。そこでは、二重君主国の初期には、君主国西半分の代議機関である帝国議会において左右の議会党派が拮抗していたことと、左右間での政権交代が存在したことによって、政権支持勢力に議会内での安定した多数派を確保する意図に基づいて初期の選挙権の拡大がもたらされたが、1870年代から90年代半ばまでに、議会内自由主義勢力が各ネイションの代表としての性格を強めたことによって議会多数派を形成・維持する能力を失い、90年代以降は、むしろ官僚内閣の主導で議会勢力の破片化を意図した選挙権の拡大が推進されていった経過を描いた。従来は、議事妨害の恒常化によって機能が麻痺した議会の混乱と、緊急令に基づく官僚内閣の絶対主義的統治というイメージで描かれることの多かったバデーニ危機以後

のオーストリア側の政治を、近年の議会史研究の成果を踏まえて、むしろ、ケルバー内閣初期や男子普通選挙法導入以降は、政府が法案の通過に必要な通常の多数派の他に、議事妨害に訴えないという消極的な多数派も備える必要（「二重の多数派」）から、議会政治がコンコルダンツ・システムという性格を帯びたことを描写し、そのうえで、ドイツ、ロシア、スウェーデンを除く他のヨーロッパ諸国において見られた君主の閣僚任免権を形骸化させる議会主義化の傾向に反して、君主国西半分においては君主の任免する政府を議会から独立させる二元的立憲制が「再生」したことを指摘した。

ハンガリーに関する部分は、現在、考察をまとめている。この過程で、ハンガリーの20世紀後半における最大の政治思想家の一人と目されているビボー・イシュトヴァーンの、ヨーロッパ全般の政治発展を（とりわけ、その中における東中欧地域の政治発展の袋小路を批判的に）描いた諸作品を通観する機会を持ち、論文（雑誌論文①）にまとめた。彼の諸作品の中では、二重君主国期におけるハンガリーの民主化にとって少数民族問題が躓きの石であったこと、一貫した体制の民主化が必然的に領土的枠組みの変更（の少なくとも危険を冒すこと）を引き受けることを意味していたことについての透徹した考察がなされている。全体としては、ハプスブルク君主国に批判的な、いわゆる「クルツ史観」を継承した歴史像であり、現在は君主国史に好意的な（その限りでは、いわゆる親ハプスブルクの「ラバンツ史観」の延長線上にある）ハンガリー国内の主流派歴史学の捉え方を相対化する意味においても、貴重な機会であった。

(2) 大衆政治への移行をもたらした変動：農民層・労働者層の政治動員のあり方を既存の共同体に基づく垂直的なものと、自発的団体活動に支えられた水平的なものに理念上区別して、ハプスブルク君主国の両半分以外にも、会議王国領ポーランドやバルカン諸国にまで対象を広げた試論的な見取り図を描き、その一部を研究代表者の参加する共同研究（「旧ソ連・東欧地域における体制転換の総合的比較研究」）の枠組みの中で旧東欧諸国の政治発展における歴史的遺産を論じたペーパー（その他①）の中に収めた。

その概要は以下の通りである。世紀転換期以前から社会下層の政治動員の始まる東中欧地域においては、都市労働者の間では労働組合のネットワークに基づく水平的な動員が見られ、また農村でも農民層の間における活発な団体活動に支えられた水平的な動員が一般的であり（但し、会議王国領ポーランドにおける1905年革命時の農村の動員は垂

直的な動員の特徴を示す）、ハプスブルク君主国の西半分に含まれるチェコ、ポーランド（ガリツィア）では、参政権の拡大に伴って一次大戦以前から（保守派から自由主義派までを含んでナショナルな政治代表を独占していた）寡頭政的な政治勢力の支配が動揺していき、男女普選の導入された一次大戦後の各独立国の議会では戦前の寡頭政的勢力がごく少数派に転落する。これに対して、社会下層の動員の遅れる南東欧諸国では、第一次大戦後にも、水平的な都市労働者の動員が弱く、左翼の中心を社会民主党よりも（選挙への参加が認められた場合には）共産党が占めること、農村では、一部は団体のネットワークに支えられつつも、カリスマ的な指導者のもとで、伝統的な農村共同体の上に政治動員が行われる（しばしば間歇的な盛衰を示す）垂直的な動員を示すこと、戦間期の政治が全体として寡頭政的勢力とポスト寡頭政的勢力との間の対立に彩られることを特質とする。ハンガリーは両者の中間的な特徴を示す。

(3) 継承諸国への政治文化・制度的遺産：1920年代のポーランドとユーゴスラヴィアの政治発展を比較したペーパー（その他②）を作成し、共同研究（「戦間期セミ・ボリアーキー諸国における政治発展」）の成果報告書に収めた。そこでは、サナツィア期ポーランドにおける（戦前の二重君主国オーストリア側やドイツ帝国のような）二元的立憲制モデルの影響、ユーゴスラヴィア（セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国）におけるセルビア王国時代の寡頭政的議会制の政治慣行の影響（と旧ハプスブルク君主国地域におけるポスト寡頭政勢力による政治動員という対称性）を、デモクラシーの体制崩壊、再均衡の失敗という政治体制変動論の枠組みの中で論じた。

このペーパーは未公開なので、やや詳しく記述すると、従来は、出発点における制度設計の瑕疵（執行権が弱く議会権限の強い統治機構の設計や、住民構成に見られる多様性や新興国家を構成した諸領域の歴史的伝統の相違にもかかわらず、あるいはそれ故に導入された過度の集権制など）が一次大戦後のデモクラシーの脆弱性の要因として強調され、そうした制度に原理的反対の立場をとる反体制勢力との対立の根深さが指摘されることが多かったのに対して、ここではむしろ、新興デモクラシーの経験をより詳細に検討することを通して、そうした反対派勢力が、当初反対していた制度を受け容れる余地があったか、実際に受け容れていったにもかかわらず、デモクラシーの制度を運用する新しい実践の積み重ねの途上で、ゲームのプレイヤーがデモクラシーという枠組みを維持する能力を欠いたことにデモクラシーの崩壊

の要因を指摘した。

ポーランドにおいては、体制の正統性に挑戦する勢力（ピウスツキと彼の支持者）の登場は、軍組織規定というごく限られた争点をめぐる対立が契機となったに過ぎなかった。議会の右派・中央派にこの問題をピウスツキを疎外しないで解決する意志がなかったことと、議会左派が右派・中央派からなる議会多数派政権を暴力によって排除することをむしろ歓迎したこととに表れたように、議会勢力には3月憲法体制をデモクラシーの枠組みを維持しながら運営する能力が欠如していた。他方で、クーデター後のサナツィア体制は、修正憲法の規定する責任内閣制という公式の制度とは全く異なる、戦前のオーストリアやドイツの二元的立憲制のような体制をモデルとしており、議会の不信任投票を無視する強権的な政権運営は、修正憲法体制をデモクラシーの枠内で運用する意志のないことを示していた。

1920年代のユーゴスラヴィアにおいては、連邦化や自治を要求していたクロアチア農民党もスロヴェニア人民党も（とりわけ、共和主義を掲げる反体制勢力であった前者ですらも）、政権連合に参加する過程で単一国家を実現したヴィドヴダン憲法体制を受け入れていったのであり、クロアチア農民党の議会参加を実現したダヴィドヴィチ民主党政権の同党との連合の試みは、実現していれば、集権派と分権派という対立軸に沿って政党システムを再編し、急進党と民主党のセルビア人二大政党による寡頭政的議会制を乗り越えて政治発展を実現する好機ともなり得たであろう。体制の正統性が先鋭な危機に見舞われたのは1928年のクロアチア農民党指導者ラディチ暗殺事件のためであり、脆弱なデモクラシーはこの危機を乗り越えることができなかつたのである。このようにして崩壊したデモクラシーは、その運用の側面に関してみれば、戦前のセルビア王国以来の寡頭政的議会制を継承しながら、二大政党の一方では議会多数派を構成できないという新たな状況に適応できずにいる中で、社会的亀裂に沿った政党システム再編を通じた政治発展の垣間見えた可能性を実現することなく、むしろ国王の政治関与によって混乱の度合いを深めていたのであり、危機時の与党には（憲法体制の修正を含む）再均衡reequilibriumを実現するようリーダーシップが欠如し、国王の介入に期待した野党には危機をデモクラシーの危機として認識する視点が欠如していた。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 平田 武、「ビボー・イシュトヴァーンのヨーロッパ政治発展像——『恐怖なき生』・『支配なき社会』——」、『法学（東北大学法学会）』、72巻6号、151—188頁、2009年、査読無し

② 平田 武、「オーストリア＝ハンガリー二重君主国における政治発展の隘路（一）」、『法学（東北大学法学会）』、71巻2号、1—44頁、2007年、査読無し

〔その他〕

① 平田 武、「『歴史の遺産』とその影響——制度選択・デモクラシー——」、林忠行・仙石学編『体制転換の比較分析——旧ソ連・中東欧地域の事例から——（仮題）』掲載決定

② 平田 武、「第一次世界大戦後の東中欧における新興デモクラシーの苦難——ポーランド・ユーゴスラヴィア——」、『戦間期セミ・ポリアーキー諸国における政治体制変動の研究』（平成17～19年度科学研究費補助金（基盤研究（B））成果報告書）24—39頁、2008年

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平田 武 (HIRATA TAKESHI)  
東北大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：90238361

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし